

農用地区域からの除外の判断基準の策定について

1 目的

農業振興地域の整備に関する法律に基づき定められる市町村の農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更については、知事の同意が必要となっている。

地方自治法第250条の2の規定に基づき、県は市町村からの協議の申出に対して同意する基準を定め、公表しなければならない。

公表するに当たっては、平成27年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画に位置付けられている優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化を、本県でも今後より一層進めていくために、農地以外の土地利用を優良農地である農用地区域内農地以外へ誘導することを考慮する。

よって、農地以外の土地利用を農用地区域内農地以外へ誘導し、また徳島県の実情に合った同意基準を策定するために、具体的に判断できるよう他県の事例及び県内市町村農業振興地域制度担当者の意見を伺い判断基準を作成した。

2 根拠法令（農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号～第6号）

1号及び3号のうち、次の下線部について県独自の基準を定める。

(1) 第1号

当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。

(2) 第3号

当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

3 判断基準

1号及び3号についてガイドラインの基準に加えて次の基準を定める。なお、2号、4号～6号についてはガイドラインの基準を適用する。

① 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難

ア 自己所有等の土地を農用地等以外の用途に供する場合

※ 「自己所有等」とは、土地所有者、耕作権者又は土地所有者の配偶者若しくは親（祖父母含む。）若しくは子（孫含む。）が所有の場合をいう。

除外する地域において、土地所有者と転用者の所有する土地全て（耕作権者が転用する場合は権利を有する土地を含む。）を比較検討し、計画地以外に適当な代替地がない場合をいう。

イ 自己所有等の土地以外を農用地等以外の用途に供する場合

除外する地域において、市街化区域又は用途地域、農振地域外、農振白地地域、農用地区域（3種、2種、1種）の順に土地を選定（計2箇所以上）し、計画地と比較検討した結果、計画地以外に適当な代替地がない場合をいう。

ただし、荒廃農地調査におけるB分類に区分された荒廃農地及びA分類に区分され、耕作条件が悪く、今後耕作される見込みのない荒廃農地については、農用地区域の比較検討は不要とする。

② 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない

計画地が、河川（河川法適用河川）、堤防、鉄道、国道・県道・市町村道（農道は、水管又は下水道管が埋設されている場合）、山林・宅地等農地以外の地目の土地に直接又は用排水路等を介して接している場合をいう。